

郵便法施行規則及び国際郵便規則の一部を改正する省令の概要

1 改正の背景

現行の郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 69 条において、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）に対しては、郵便役務を提供する際の料金、郵便約款、その他総務省令で定める事項（以下「料金等」という。）を営業所において掲示する義務が課されている。

本年 6 月に成立したデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号、以下「デジタル一括法」という。）において、会社に対しては、従前の営業所における料金等の掲示に加えて、インターネット上でも料金等を閲覧できるようにする義務が課されたところである。

このため、来年 4 月のデジタル一括法の施行に向けて、会社がインターネット上で料金等を公表する方法等を規定するため郵便法施行規則及び国際郵便規則を改正する必要がある。

2 改正の概要

会社が、その料金等について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供する方法を、当該会社のウェブサイトへの掲載と規定する。

3 施行期日

デジタル一括法の施行の日（令和 6 年 4 月 1 日）から施行する。